

国立大学法人滋賀医科大学組織的利益相反マネジメント規則

平成 30 年 2 月 28 日制定
令和 4 年 8 月 3 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人滋賀医科大学組織的利益相反マネジメントポリシーに基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）における組織的利益相反を適切に管理するとともに、国立大学法人滋賀医科大学利益相反ポリシーを踏まえ、本学の教育研究活動における全体的な利益相反を適切に管理し、大学の使命と社会的責任に鑑み、望ましくない事態の発生を回避するために必要な事項を定め、教育研究活動を適正かつ円滑に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「組織的利益相反」とは、本学役員等が意思決定に関わる際、その意思決定に影響する、又は影響し得る特定の企業等との次のイからへまでに掲げる経済的利害関係によって、大学組織の経済的利益と社会的責任とが相反する状態をいう。

イ 本学が保有する知的財産権の実施により収入を得ること。

ロ 本学が株式等（株式、新株予約権及び新株予約権付社債をいう。以下同じ）を取得すること。

ハ 本学が共同研究又は受託研究に係る経費、設備又は消耗品を受入れること。

ニ 本学が寄附を受入れること。

ホ 役員等が金銭（給与、謝金、原稿料等）若しくは便益（物品、設備、人員等）を受入れ、又は株式等を取得すること。

へ その他イからホまでに掲げるものに準ずる経済的利害関係として次条の委員会が定めるもの。

(2) 「役員等」とは、本学の役員（監事を除く。）及び講座等の長をいう。

(3) 「企業等」とは、企業その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

(4) 「利益相反」とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く真理を探究する大学において、生み出される成果は人類共通の財産とする原則において、この原則を維持するための動機・判断・行為が、何らかの利害によって不当に影響を受ける可能性が発生する一連の状況をいう。

(組織的利益相反監視委員会の設置)

第3条 本学における組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反を監視し、適切な管理を実施するため、組織的利益相反監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長の指名する理事 1名
- (2) 組織的利益相反に関する専門的知識を有する本学教職員 2名
- (3) 組織的利益相反に関する専門的知識を有する学外者 2名
- (4) 法律の知識を有する学外者 2名

2 前項第2号から第4号までの委員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（定足数及び議決方法）

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（監視等）

第7条 委員会は、組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反を監視するため、企業等との経済的利害関係に関する情報等を収集する。

（調査）

第8条 委員会は、前条により収集した情報に基づき、組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反に係る管理の必要があると判断する場合には、調査を実施するものとする。

2 役員等及び教職員は、前項の調査に協力を求められたときは、調査に協力しなければならない。

（勧告等）

第9条 委員会は、前条の調査の結果、本学の使命や社会的責任に照らし、望ましくない事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断する場合には、役員等に対し、事態の改善又は発生を回避するための施策の勧告等を行うことができる。

2 役員等は、前項の勧告等を受けた場合は、組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反を適切に管理するよう必要な措置を講ずるものと

する。

3 委員長は、前項による組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反の管理に関する措置について、報告を求めることができる。

(報告)

第10条 委員長は、組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反の管理の状況について、毎年度、学長に報告するものとする。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、関係各課の協力を得て、研究推進課において処理する。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、組織的利益相反及び教育研究活動における全体的な利益相反の管理に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月3日から施行する。